

苛性ソーダ製造に使用する電気の発電用に供した特定石油製品等に係る地球温暖化対策税のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付のための用途証明の取扱いについて

平成29年11月1日
経済産業省製造産業局長
経済産業省資源エネルギー庁長官
(令和2年12月28日改正)

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第114号)による改正後の租税特別措置法施行令第48条の7第1項に規定する経済産業大臣の証明書(以下「用途証明書」という。)については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 用途証明の申請書の受付

- (1) 用途証明の申請書の受付期間は、以下のとおりとする。いずれも土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日とし、受付時間は午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までとする。ただし、特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

○ 4月1日から3月末日までの間に消費した重油、天然ガス及び石炭
翌年度の5月1日から7月末日まで

- (2) 申請は、持参又は郵送により行う。
(注) 申請書その他必要な提出書類の欠落及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求めることがあることに留意する。

2. 用途証明の申請者

- (1) 苛性ソーダ製造業を営む者
- (2) 苛性ソーダ製造業を営む者に電気を供給する者であって、当該苛性ソーダの製造業を営む者と租税特別措置法施行令で定める特別の関係がある者

3. 用途証明書の交付手続

- (1) 用途証明の申請書の提出先
経済産業省製造産業局素材産業課

- (2) 提出書類

用途証明の申請者が、用途証明を申請する時は、次の書類を提出すること。ただし、1.(1)ただし書きの場合に申請を行うときは、次の書類に加え、1.(1)の受付期間外に申請を行う理由書を提出すること(様式自由)。

イ 用途証明申請書(様式1-1、様式1-4による)

製造者、採取者、承認輸入者(特定石油販売業者(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第2条第7項に規定する特定石油販売業者をいう。)から販売されている場合には特定石油販売業者を含む。)毎に申請書を作成し、申請数量は、1.(1)に定める期間において、その地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付に係る用に供した特定用途石油製品等(苛性ソーダ製造業者(当該苛性ソーダ製造業者と特

別の関係がある者を含む。)が自家発電(苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供した重油、天然ガス及び石炭をいう。)の数量とすること。

(注)申請者が法人の場合には、代表権を有する役員(以下「代表権者」という。)が役職名と共に記名する。ただし、代表権者から委任を受けた者が申請する場合には、当該委任を受けた者が役職名と共に記名する。この場合、代表権者が記名した委任状を提出すること。(様式1-2による)また、申請者から授権を受けた者が申請に係る手続を行う場合には、受任者及び授権内容を記載し、授権者である申請者が記名した授権証明書を提出すること。(様式1-3による)

- ロ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量に関する報告書(様式2-1による)
- ハ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者に販売(供給)した電気の量に関する報告書(様式2-2による)
- ニ 販売した特定用途石油製品等に関する申出書(様式3による)(製造者、採取者、承認輸入者又は元売業者以外の者から特定用途石油製品等を購入した場合)
- ホ 苛性ソーダ製造業者の特定用途石油製品等の帳簿(様式4-1による)
- ヘ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の特定用途石油製品等の帳簿(様式4-2による)
- ト 苛性ソーダ製造業者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表(様式5-1による)
- チ 苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表(様式5-2による)
- リ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造に使用した電気の量の集計表(様式6-1による)
- ヌ 苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量の集計表(様式6-2による)
- ル 製造者、採取者、承認輸入者の特定に必要な資料
- ヲ その他審査に必要な資料
- ワ 本人確認のための書類
申請者の登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

(3) 用途証明書の交付等

- イ) 用途証明の申請数量が、特定石油製品等の移入及び消費等の実績等に勘案して適切と認められたときは、申請者に用途証明書を交付する。
- ロ) 用途証明書の交付は、手渡し又は郵送により行う。

4. 標準処理期間

経済産業大臣は、用途証明申請書が受付先に到達してから概ね1ヶ月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

ただし、標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- イ) 申請を補正するために要する期間
- ロ) 申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- ハ) 申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5. その他

(1) 用途証明の審査等

- イ) 経済産業大臣は、用途証明の審査に当たり必要がある場合は、申請者に対し、ヒアリング、実地調査及び3.(2)に規定する書類のほか必要な書類の提出等を求めることができるものとする。
- ロ) 経済産業大臣は、用途証明の申請の審査に当たり必要がある場合は、申請者以外の当該申請に係る者に対し、ヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行うことができるものとし、当該者はこれに協力するものとする。

(2) 用途証明書の無効及び返納

- イ) 用途証明書の交付後に、以下に掲げる事項が確認された場合は、経済産業大臣は、申請者に対して、当該申請に係る用途証明書を無効とし、その返納を求めることができるものとする。
 - i. 用途証明申請書等の提出又はヒアリング等において、申請者が重要な事実を告げなかったこと又は虚偽の事実を告げたことが確認された場合。
 - ii. 申請数量(根拠書類に記載された数量等を含む)に誤りがある等記載の不備があること。
 - iii. 当該用途証明書を必要としなくなったこと。
- ロ) イ)又は(3)に相当するときは、申請者は、用途証明申請を行った3.(1)に規定する提出先に用途証明書を返納するものとする。

(3) 用途証明書の補正及び再交付等

- イ) 用途証明書の交付後に、その記載内容に補正が必要となった等の理由により用途証明書の再交付の必要が生じた場合は、申請者は、経済産業大臣に用途証明書を返納した上で、3.(2)に規定する書類に補正が必要となった理由等を添え、改めて交付申請を行うものとする。
- ロ) 申請者は、製造者、採取者又は承認輸入者による還付請求後、過大請求等の問題を知り得た場合は、遅滞なく経済産業大臣に連絡を行うものとする。これを受けて、経済産業大臣は、申請者及び当該事案の関係者に対し必要なヒアリング、実地調査及び関係資料の提出依頼等を行うものとし、申請者等はこれに協力するものとする。また、経済産業省は国税庁に対して事実関係を報告するものとする。なお、これに伴い用途証明書の再交付が必要となる場合は、イ)に準ずることとする。

6. その他

申請者は、交付申請を行った日の属する年度の翌年度から7年間、提出書類の副本を保存するものとする。

苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付のための用途証明申請書

令和 年 月 日

苛性ソーダ製造業者名
 本店又は主たる事務所の所在地
 法人番号
 代表者の役職及び氏名
 担当者及び電話番号
 ()

電話

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の7第1項に規定する苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明を申請します。

記

消費期間	購入元事業者名 () ※	物品名	数量 (キロリットル、トン)
令和 年 月 日 か ら 令和 年 月 日 ま で		特定用途石油製品等 (重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)	

※購入元事業者が販売業者の場合は () 書きで製造者、採取者、元売業者名又は輸入者名を記入すること。

混合ガスとは、租税特別措置法施行令第48条の7第2項に規定する混合ガス(当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が90/100以上であるものに限る。)をいう。

(証明番号) 令和 年 月 日 第 号 上記の物品は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した(重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)に該当することを証明する。 なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。 経済産業大臣 ○○ ○○ 印

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表権者
役 職 名 (記名)

委 任 状
(法 人 用)

私は、下記の表に掲げる当社の役職者に、経済産業大臣に対する苛性ソーダの製造業を営む者、苛性ソーダの製造業を営む者と特別の関係がある者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する特定用途石油製品等の用途証明の申請及びそれに関連する諸申請・届出を行うことを委任したので届け出ます。

記

役職名	受任者の氏名

- 注 1 人事異動等により、この委任を変更した場合には、その都度、新たな委任状を提出して下さい。
- 2 この委任状は2通提出し、そのうち1通に窓口の受付印の押印を受けて下さい。代表権者、受任者に変更がない場合には、次回からの申請等では、その受付印の押印された委任状の写しを正規の委任状に代えて提出することができます。

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表権者
役 職 名 (記名)

授 権 証 明 書

私は、下記の表に掲げる者に、経済産業大臣に対する苛性ソーダの製造業を営む者、苛性ソーダの製造業を営む者と特別の関係がある者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する特定用途石油製品等の用途証明の申請及びそれに関連する諸申請・届出に係る手続を代行する権限を付与したことを証明します。

記

受任者	授權内容	連絡先
(住所) (氏名及び名称)		(担当者) (電話番号等)

注 人事異動等により、この授權証明書の記載事項に変更がある場合には、その都度、新たな授權証明書を提出して下さい。

苛性ソーダ製造に係る発電の用に供したに特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付のための
用途証明申請書

令和 年 月 日

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称

本店又は主たる事務所の所在地

法人番号

代表者の役職及び氏名

担当者及び電話番号

電話

()

電気を販売した苛性ソーダ製造業者の名称

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の7第1項に規定する苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣の証明を申請します。

記

消費期間	購入元事業者名 () ※	物品名	数量 (キロリットル、トン)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		特定用途石油製品等 (重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)	

※購入元事業者が販売業者の場合は () 書きで製造者、採取者、元売業者名又は輸入者名を記入すること。

混合ガスとは、租税特別措置法施行令第48条の7第2項に規定する混合ガス(当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が90/100以上であるものに限る。)をいう。

(証明番号)

令和 年 月 日

第 号

上記の物品は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した(重油、国産天然ガス、輸入LNG、混合ガス、石炭)に該当することを証明する。

なお、本証明書の有効期限は、令和 年 月 日までとする。

経済産業大臣 ○○ ○○ 印

苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から
購入した電気の量に関する報告書

令和 年 月 日

経済産業大臣
〇〇 〇〇 殿

苛性ソーダ製造業者名
本店又は主たる事務所の所在地
法人番号
代表者の役職及び氏名
担当者及び電話番号 電話 ()

弊社は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乗せされる石油石炭税の還付申請に伴い、苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から購入した電気の量について、下記の通り報告します。

記

購入期間	購入元業者名	物品名	購入量 (kWh)
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		電気	

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が苛性ソーダ製造業者に
販売（供給）した電気の量に関する報告書

令和 年 月 日

経済産業大臣
〇〇 〇〇 殿

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称
本店又は主たる事務所の所在地
法人番号
代表者の役職及び氏名
担当者及び電話番号 電話（ ）

弊社は、苛性ソーダ製造に係る発電の用に供した特定用途石油製品等に係る地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により上乘せされる石油石炭税の還付申請に伴い、苛性ソーダ製造業者に販売（供給）した電気の量について、下記の通り報告します。

記

販売期間	販売先業者名	物品名	販売量（kWh）
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		電気	

販売した特定用途石油製品等に関する申出書

令和 年 月 日

(事業者名) 殿

申出者 住所
名称

(販売業者名)
電話

()

下記の通り、販売した特定用途石油製品等に関し、申し出ます。

記

販売期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者	
総販売量※ (キロリットル、トン)	
備考欄	

※ 「総販売量」とは、販売期間内に宛先の苛性ソーダ製造事業者に対して販売した数量のうち、上記製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者が製造等を行った特定用途石油製品等の数量をいう。

したがって、複数の製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者が製造等を行った石油製品等を宛先の苛性ソーダ製造業者又は苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者に対して販売している場合は、製造者、採取者、元売業者又は承認輸入者毎に分けて申出書を各通作成する必要がある。

なお、業者間転売物等製造者、採取者、元売業者又は輸入者が特定できないものが含まれないよう留意すること。

苛性ソーダ製造業者の特定用途石油製品等の帳簿

No. _____

苛性ソーダ製造業者名 : _____

特定用途石油製品等の物品名 : _____

消費用途 : 発電用 _____

(単位: _____)

	購入元事業者	購入元事業者	購入元事業者	移入計	消費計	消費用途以外計	貯蔵計
前期繰越量							
前期繰越量+							
当期移入量							
次期繰越量							
当期消費量							

※複数枚にわたる場合は、右上にナンバーを記入すること。

苛性ソーダ製造業者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表

苛性ソーダ製造業者名: _____

特定用途石油製品等の物品名: _____

集計期間: _____

	□□□□□□□□□□ を□□して発□した □気の□ (kWh)	□ら発□した□気の □ (kWh)	□□から□□された □気の□ (kWh)	□□ソーダ□□に□ □した□気の□ (kWh)	苛性ソーダ 生産量 (トン)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者が特定用途石油製品等を消費して発電した電気の量等の集計表

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称: _____

特定用途石油製品等の物品名: _____

集計期間: _____

(kWh)

	□□□□□□□□□□ を□□して発電した □気の□	□ら発□した□気 の□	□□から□□された □気の□	□□ソーダ□□□ □へ□□した□気 の□	備考
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造に使用した電気の量の集計表

苛性ソーダ製造業者名: _____

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者: _____

集計期間: _____

	□□ソーダ□□に□□した□気の□ (kWh)	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		

苛性ソーダ製造業者が苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者から
購入した電気の量の集計表

苛性ソーダ製造業者名: _____

苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者の名称: _____

集計期間: _____

	苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある 者から購入した電気の量 (kWh)	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		